六　受給権者（前年の所得の額が百五十九万五千円を超える者に限る。）の所得税法に規定する控除対象扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書

七　受給権者（前年の所得の額が百五十九万五千円を超える者に限る。）が旧法第六十七条第一項の規定に該当するときは、老齢福祉年金被災状況届（様式第三号）

3　前条第三項の規定は、前項第五号の老齢福祉年金所得状況届について、同条第五項の規定は、第一項の申請について準用する。この場合において、同条第五項中「間に支給が開始されるべき中国残留邦人等及び被害者に支給する老齢福祉年金」とあるのは「月が支給停止の解除される月の翌月となる老齢福祉年金」と、「第二項第二号の二及び第二号の三」とあるのは「第三条第二項第六号及び第七号」と、「第三項」とあるのは「同条第三項において準用する第三項」と読み替えるものとする。

（支給停止の申出の撤回）

第三条の三　（略）

2　前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一・二　（略）

三　申出日の属する年の前年の所得に関する書類が提出されていないときは、次に掲げる書類

イ　老齢福祉年金所得状況届

ロ　受給権者（前年の所得の額が百五十九万五千円を超える者に限る。）の所得税法に規定する控除対象扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書

ハ　受給権者（前年の所得の額が百五十九万五千円を超える者に限る。）が旧法第六十七条第一項の規定に該当するときは、老齢福祉年金被災状況届（様式第三号）

3　第二条第三項の規定は、前項第三号の老齢福祉年金所得状況届について、同条第五項の規定は、第一項の申出について準用する。この場合において、同条第五項中「間に支給が開始されるべき中国残留邦人等及び被害者に支給する老齢福祉年金」とあるのは「月が支給停止の解除される月の翌月となる老齢福祉年金」と、「第二項第二号の二及び第二号の三」とあるのは「第三条の三第二項第三号ロ及びハ」と、「第三項」とあるのは「同条第三項において準用する第三項」と読み替えるものとする。

（現況の届出）

第五条　老齢福祉年金の受給権者は、毎年八月十二日から九月十一日までの間に、第二条第二項第二号から第二号の三まで及び同条第三項各号に掲げる書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、老齢福祉年金の額の全部につき支給を停止されているとき、旧法第六十六条第一項若しくは第二項の規定によつてその年の七月まで老齢福祉年金の額の全部につき支給を停止されている場合であつて、当該支給停止の事由がなお継続するとき、又は老齢福祉年金裁定請求書に添えて前年の所得に関する当該書類が既に提出されているときは、この限りでない。

（新設）

3　前条第三項の規定は、前項第五号の老齢福祉年金所得状況届について、同条第五項の規定は、第一項の申請について準用する。この場合において、同条第五項中「間に支給が開始されるべき中国残留邦人等及び被害者に支給する老齢福祉年金」とあるのは「月が支給停止の解除される月の翌月となる老齢福祉年金」と、「第三項」とあるのは「第三条第三項において準用する第三項」と読み替えるものとする。

（支給停止の申出の撤回）

第三条の三　（略）

2　前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一・二　（略）

三　老齢福祉年金所得状況届（申出日の属する年の前年の所得に関する書類が提出されていないときに限る。）

3　第二条第三項の規定は、前項第三号の老齢福祉年金所得状況届について、同条第五項の規定は、第一項の申出について準用する。この場合において、同条第五項中「間に支給が開始されるべき中国残留邦人等及び被害者に支給する老齢福祉年金」とあるのは「月が支給停止の解除される月の翌月となる老齢福祉年金」と、「第三項」とあるのは「第三条の三第三項において準用する第三項」と読み替えるものとする。

（現況の届出）

第五条　老齢福祉年金の受給権者は、老齢福祉年金所得状況届に、第二条第二項各号に掲げる書類を添えて、毎年八月十二日から九月十一日までの間に、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、老齢福祉年金の額の全部につき支給を停止されているとき、旧法第六十六条第一項若しくは第二項の規定によつてその年の七月まで老齢福祉年金の額の全部につき支給を停止されている場合であつて、当該支給停止の事由がなお継続するとき、又は老齢福祉年金裁定請求書に添えて前年の所得に関する老齢福祉年金所得状況届が既に提出されているときは、この限りでない。